

## 第 21 期第 2 回神奈川県内水面場管理委員会議事録

日 時 令和 3 年 1 月 29 日（金） 午後 2 時 00 分から午後 3 時 00 分

場 所 神奈川県庁 本庁舎 3 階 第三応接室

### 議 題

#### 1 指示事項

(1) 道志川及び津久井湖におけるわかさぎの採捕禁止について (資料 1)

#### 2 協議事項

(1) 多摩川におけるしじみ採捕の承認について (資料 2)

#### 3 報告事項

(1) コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止に係る委員会指示の公報登載  
について (資料 3)

#### 4 その他

(1) 改正漁業法について (資料 4)

(2) 令和 3 年 4 月の委員会開催日程について

(3) その他

[配付資料]

・「水産神奈川」555 号

### 出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 篠本 幸彦、萩原 季、平田 英二、細川 孝、本多 菊男  
遊漁者委員 長塚 徳男、東 知憲  
学識経験委員 安藤 隆、井貫 晴介、津谷 信一郎
- ・ 事務局 滝口事務局長、角田事務局長代理、高安主査、上原主事
- ・ 県水産課 石井 G L、蓑宮主査

## 議 事

滝口事務局長

それでは委員の皆様、全員お揃いでございますので、これより委員会を開催いたします。

本日は委員 10 名中 10 名の御出席をいただいております。漁業法第 145 条第 1 項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

議事に先立ちまして、前回欠席されました委員の方を御紹介いたします。漁業者代表委員の細川委員でございます。

細川委員

細川です。よろしく願いいたします。

滝口事務局長

それでは、議長よろしく願いいたします。

議長

それでは、ただいまから第 2 回の委員会を開会します。

(井貫会長)

前回の委員会で説明があったとおり会議時間を短縮するために、事前に事務局から資料が送付されておりますので、事務局、水産課からの資料説明は原則省略したいと思いますので、御協力をお願いいたします。

本日の議題ですけれども、「指示事項」が 1 件、「協議事項」が 1 件と「報告事項」が 1 件、「その他」となっております。

それでは、議事に入る前に、本日の議事録署名人を指名させていただきます。萩原委員、津谷委員よろしくお願ひします。

両委員

(了 承)

議長

それでは、議事に入ります。

まず、指示事項 1 の「道志川及び津久井湖におけるわかさぎの採捕禁止について」を議題といたします。補足説明がありましたらお願いいたします。

事) 角田代理

【資料 1 に基づき説明】

議長

事務局から追加説明がありましたけれども、何か御質問、御意見ありましたらお願いいたします。

安藤委員

資料 1 のホームページ公表と左上に書いてあるものですが、漁業法 120 条、171 条になっているのですが、委員会指示だと 67 条、130 条じゃないかと思うのですが。

事) 角田代理

漁業法が改正されて先月から新しい法で施行されておまして、改正漁業法第 120 条が海区の委員会指示でございます、171 条により準用するという規定になっております。

安藤委員

分かりました。

議長

他に何かございませんか。

津谷委員

資料 1 の 1 ページ目の指示内容そのものですが、今回の 2 番目の案件のしじ

みの採捕の承認がわざわざ必要なのかどうかという部分のその文章の書き方の問題も出てくるのですが、指示の内容をずっと読んでいくと、ただしの部分、「ただし、公的機関が行う試験研究又は津久井湖遊船協会が行う増殖事業の用に供するための採捕については、この限りではない」という例外規定を入れているのですが、これは公的機関が行う試験研究とこの協会の行う増殖事業の用に供する採捕については、委員会の承認も必要ない、あるいは届け出たりすることも必要がないということなののでしょうか。そういうことは必要だけでもこういう例外を設けるといことなののでしょうか。ちょっとどっちに読み取れるのかよくわからない。

事) 角田代理

公的機関の試験研究や遊船協会が行う事業につきましては、届出とかそのような委員会に申し出てくださいが必要ないということで、採捕しても構わないというような規定になってございます。

津谷委員

届出も承認も必要ないですか。

事) 角田代理

そうです。

津谷委員

そうすると、この今回の2件目のしじみの採捕についても、これは直接行為を行うのは、民間の事業者だけでも、これは事業の委託者は国交省でしたよね。国交省の調査事業として行うものでしたよね。そうするとね、その辺がどうするのかというのが、どこまで承認が必要な案件になるのかが、文章上ちょっとよくわからなくて、他県の内水面の委員会でどういう指示の出し方をしているのか、ちょっと見たのですけれども、同じ出し方をしているところもたくさんあるのですが、例えば広島県では、ただし書きの書き方は、「公的機関が試験研究に供する場合で、当委員会が特に認めた場合はこの限りではない」という書き方をしているところがあって、同じ広島県の別の指示では、届出が必要だと。国の機関又は地方公共団体が内水面委員会に届け出て調査研究をする場合は指示を適用しない。そして括弧書きとして、国の機関又は地方公共団体から委託、補助又はその他の関与を受けている場合も含むと。要するに事業者が委託事業でやると、ここから委託を受けてやる場合もこれを含む、この例外も含むという、とてもわかりやすい書き方になっているのがあります。

それから宮城県の内水面委員会では、内水面漁場管理委員会が認めたものが試験研究に供する場合はこの限りではない。要するに認めることが必要だという書き方になっていて、少し書き方を整理なさった方がいいのかもしれない、わかりやすく具体的にされた方がいいのかなという気がしました。

議長

何か説明できますか。

事) 角田代理

公的機関、試験研究につきましては、水産関係の研究機関等がここを採捕し

て、例えばしじみの調査研究のために使った場合につきましては、当然、特に問題なく調査研究していただく場合は、河川の増殖のためになりますので、その届出については求めてなかったというところでございます。ただ、今おっしゃられたように他の都道府県ではそのような書き方をしているというようなお話でしたので、そこの部分については情報収集し、また法務部署にも聞いてみたいと思います。他県の例は承知していなかったもので、確認させていただきたいと思います。

津谷委員

今回の書き方だとちょっと解釈の余地がかなり出てきちゃうので、公的機関ってというのは何が公的機関に当たるのかについてもやっぱり解釈の幅が出ちゃうので、少し絞り込んできちっと具体的に書いた方がいいのかなという気がしています。ちょっと御検討ください。

議長

そこのところを整理して、また御説明いただけますか。ただ、特別採捕の許可の絡みのところもあるのだらうと思いますけど。次回若しくは次々回に整理をして説明をしていただくということでよろしゅうございますか。

津谷委員

はい。

安藤委員

この津久井湖の方の書き方はちょっとさっきの多摩川と違う御指摘のあったとおりののですが、そうすると、例えば、同じようにコンサルがこの区域でわかさぎを捕りたい、この期間にとなったときは、この多摩川と同じように何らかの許可や承認を出すということになるのでしょうか。書き方が違うだけですか。多摩川の方は委員会が必要と認めた場合と書いてあるのにこちらは委員会が必要と認めた場合という規定がないので、そこでちょっと分かりにくくなっているなどは確かに思います。

事) 角田代理

わかさぎについては、この委員会が認めた場合ということについては規定がないところでございます。

安藤委員

単純な質問ですけど、例えばコンサルがこの期間に、試験でわかさぎを捕りたいんだと、国交省の調査だよと言ってきた場合は、どういう取扱いになるのでしょうか。

事) 角田代理

明確でないののでどうかわかりませんが、試験だと別途また委員会で相談させていただくこととなると思います。規定の仕方が違いますので。

安藤委員

いやちょっと心配してね、具体的にそういうのが出ることもあり得るなと思って、ちょっとお聞きしたんですけど。

議長

この点も整理して、また説明してください。想定していないということなのでしょうけど。ここは、わかさぎを捕る場合は、特別採捕許可もいらなわけですね。

水) 蓑宮主査

わかさぎに関しましては禁漁時期とか、調整規則による禁漁時期がありませんので、わかさぎを採捕するに当たって、特別採捕が必要な場合は捕り方ですね、禁止漁法とかを使用する場合、津久井湖の禁止区域も調整規則上ないので、この場合、捕り方で禁止漁法を使う場合は特別採捕許可が必要という形にはなりません。

津久井湖遊船協会の使う張り網的なものは瀬張網漁法につながるものなので、特別採捕許可を津久井湖遊船協会には出しているという状況です。

議長

コンサルか何かの調査っていうのは、拒否することになるわけですね。産卵期のわかさぎは捕っちゃ駄目ですと。

公的機関の試験研究以外は増殖用しか認められていませんと断るということですよね。その辺も含めてきちっと整理をして、再説明をお願いいたします。よろしいですか、そういうことで。

事) 角田代理

他県に照会させていただいたり、法務セクションと相談させていただきますので、できましたらその部分につきましては、次回、次年度に向けての宿題にさせていただけるとありがたいと思います。

議長

よろしゅうございますかそういうことで。

委員一同

(了 承)

議長

他に何かございますか。

安藤委員

今の資料1の2ページですけど、1枚めくったところで、下の方の平成14年のところでウグイが対象魚種に出てきて、15年のところでウグイとオイカワも含めて出てきて、16年からはまた急に消えているんですね。ちょっと詳しいことはわかんないんですけど、想像すると、多分、ウグイ、オイカワを捕っているんだよって言って立ち入る人がいるからウグイとオイカワも一緒に禁止してしまえと。そうしないと紛らわしいという話じゃないかなと思うんですけど、これがこの2年間ですか、消えたっていうのはその辺のわかさぎじゃなくて、俺はウグイ、オイカワ狙ってんだっていう人たちに対する対策はできると判断されたというようなことでもいいんでしょうか。それともそれを認めないというのは理由がないから委員会指示ではできませんという話になったんでしょうか。ちょっとその事情がもし分かれば教えていただきたいんですけど。

水) 蓑宮主査

過去の記録を調べないと何とも言えないんですけど、私の憶測も少し入っていますが、平成14年、15年辺りは要望団体がちょっと違っていて、津久井湖遊船協会が入っているんですけど、相模川漁連が一緒になって要望に入っていたというのがあります。その当時、津久井湖でわかさぎは遊船協会ですが、その他の種苗を利用するっていう考えが相模川漁連にあって、あそこはアユもい

るので、そこら辺の兼ね合いでウグイ、オイカワも相模川では漁業権魚種なので放流種苗として使えるかなという意味合いもあったのかと思うのですが。おそらくそのような理由で要望書の中にウグイ、オイカワというものを要望してきたと思われますね。それで指示でも対象としてきた。現在の要望は、遊船協会でわかさぎに係る委員会指示でわかさぎが捕りたいのという要望に変わっていますので、おそらく出てきた要望によって対応している可能性が高いですね。全部調べる必要はありますけど。

議長

その点も調べて正確な整理を次回よろしくお願いします。

安藤委員

私がちょっと心配しているのは、単純に川に入って、ただ釣っているだけだと、何を釣っているかわからないので、この委員会指示をしたことによって、ウグイ、オイカワの釣り人と何らか、トラブルになるとか、そういう心配は現実にはあるのか、ないのかちょっとその辺の状況として知りたかったんですけど。

水) 蓑宮主査

現状として津久井湖遊船協会がそういったトラブル懸念されているのであれば、引き続きそのウグイ、オイカワを入れた形で要望したいというお話をされてくると思いますので、実際は、何釣っているかわからないから、排除してくれという形ではないと思います。現状ではわかさぎで要望しているところから見てもそういった混獲みたいな形で、紛らわしいので排除してくれという要望はないと。

安藤委員

それ以降は特に何もウグイ、オイカワについて言ってきてないということは、現状この書き方で、その辺は、現地はきちんと整理されているということによろしいですね。

水) 蓑宮主査

はい。

議長

よろしゅうございますか。

大分宿題が出ましたのでよろしく。

他に何かございますか。

津谷委員

要望団体が大分減ってきて、結局今1件だけになっているんですが、これは何か、減っている事情というのは、お聞きになってらっしゃいますか。

事) 角田代理

現在は、津久井湖のわかさぎについて、津久井湖のところが限定的に要望しているところです。他の組合については下流域になってくるのですが、今のようには現在は上流域の津久井湖の方だけから要望がでてきているということです。

津谷委員

それからここはダム湖なので、いわゆる共同漁業権設定がない場所で直接この協会は漁業に対する権利を持っているわけではないですよ。直接権利として持っている権利主体であるわけではなくて、結果として、わかさぎの保護、

増殖事業もやって、その漁業資源から利益を得るような形の団体だと思うのですが、こういう特に共同漁業権を持っているわけではない団体のために、漁業資源を保護してあげるような形になるのですが、委員会指示で。そういう例ってというのは、普通にあるものなのですか、それとも、やっぱりレアケースですか。

事) 角田代理

ちょっと詳しく調べ切ったわけではございませんので、ただ先ほど申しましたとおりここは、漁業権のないところでございます。それで、ここに対して、特段の配慮をする必要があるのかというのが趣旨だと思いますが、地域の資源にもなっていますし、市役所もここについては、力をそそいでいるような様子になっていますので、そういう意味合いからも増殖、水産資源の維持というのは、かなり大きなウエイトを占めているところもありますので、保護の観点での指示を出しております。

津谷委員

これは要望がある限りずっと続けることになるのですか。

水) 蓑宮主査

補足ですけど、全国的にもちょっと全部見てはないですけど、少なくとも各県から本県に委員会指示を出したときに送っていただけるものの中では、もちろん漁業権がないところに委員会指示かけるというのは、それ程変わったことではないですけども、遊船協会という任意団体を対象にしてかけているのは、かなり稀なケースだと思います。

本県の中では、相模湖にも同じような委員会指示をかけた経過がかなり過去ですけどありまして、現在は指示を発動していないのですが、その理由はちょっと今、分かりません。おそらく要望がもうなくなってきたからだというふうに思われます。ずっと継続してかけるかという御質問の中ではやっぱりその相模湖のように前はかけていたけど、かけなくなったっていう事例もあります。

津谷委員

要望があったけども、移ったのか、要望がなくなったからやめることにしたのか、ちょっとそこ調べていただけますか。

水) 蓑宮主査

相模湖の方ですか。

津谷委員

はい。いつまで出すことになるのかというのは興味がありますから。

議長

事務局、水産課、よろしいですか。

毎年のことでずるずるとやるよりは、この際、新しく委員会構成になりましたので、いろいろ整理をして改めて、よろしいでしょうか。

事) 角田代理

今回につきましては、ちょっと継続して調べるということとなると、なかなか量も多いところもありますということと、本指示につきましては期限の問題もございますので、大変恥ずかしい次第ですけど、ちょっと調査の猶予をい

ただくために、今年度いっぱいですね、調査させていただき今回につきましてはお認めいただければと思います。

議長

いろいろ整理しなきゃならない部分あると思いますけども、この委員会指示、同じ形で昨年も出しておりますし、とりあえず出して、それから頭の整理をさせていただきたいということでよろしゅうございますかね。

委員一同

(了 承)

議長

では、そういうことでいろいろ宿題等ありますけれども、案のとおり委員会指示を発出するというでよろしゅうございますか。

委員一同

(了 承)

議長

では、そうさせていただきます。

続きまして、協議事項の(1)「多摩川におけるしじみ採捕の承認について」を議題とします。

何か御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

津谷委員

先ほどと同じことになるのですが、これは、事業自体はですね、関東地方整備局京浜河川事務所が委託者で多摩川の水で現地調査を行うと。そして事業者は民間業者なんだけど、委託者は、これは公的機関だと思うんですけども。資料2の1ページ目の指示内容を見ると、指示事項、大きさの制限のこの例外事由として公的機関の試験研究に供する場合があつて、ウのところの漁具漁法の制限で(イ)遊漁者等に係る制限で、これも例外規定として、公的機関が試験研究のためにしじみを採捕する場合は例外であるという指示の内容になってまして、そうするとこれはいちいち管理委員会の承諾が必要な案件になるのでしょうか。

事) 角田代理

これにつきましては公的機関の調査研究ということで、委託を受けているところが申請でございますので、出させていただいておりまして、県の方の採捕許可の申請も必要になってきますが、同様の規定の中で同じような処理をしています。

津谷委員

要するに、そうすると発注者が誰かじゃなくて、実際に事業、この現場で事業を行う人が誰かで、これに当たるかどうか、例外に当たるかどうか決めているということですかね。それは違うかなという気がしますが、普通、委託をした側、主体者が誰かで判断するのかなと思うのですが。

議長

公的機関と試験研究と両方かかっているわけでしょ。

事) 角田代理

申し上げましたが、増殖等の調査研究ではなく、環境調査という部分でございますので、その意味では目的が異なりますので、申請対象となります。

津谷委員

試験研究に当たらないということなのですかね。

事) 角田代理  
議長

そうです。  
よろしゅうございますか。  
他に何か御質問、御意見ありましたらお願いします。  
よろしいですか。

津谷委員

資料2の1ページの元になる指示の内容で下の方の(2)、内共13号及び14号の漁業免許を受けたものは、しじみ採捕を拒んではならないというものがあるのですが、この内共13、14号は東京の免許番号ですか。これはどういう趣旨なのですか。この条項は、よくわからなかったのですが。

水) 蓑宮主査

内共13号と14号は東京免許ですけど、いくつかの漁協と一緒に代表漁協を決めて、この二つの漁業権が東京から免許されています。ここは第五種共同漁業権ではなくて第一種共同漁業権の漁場で、うちの漁協としては川崎河川と一緒に免許権者になっております。このしじみ漁業は平成25年の免許切り換えの時に新しく加えたもので、その時に既にその免許を漁業権に入れる前から一般の遊漁者がそこで結構しじみを捕ることをされているという実態があって、更にそこに漁業権を設定するという状況でした。それで漁業権を設定して、排他的に漁業を営む権利として、遊漁者を全く排除するという事は望ましくないということで、水産庁とも相談して委員会指示の中でこの免許の制限ではないですけど、遊漁者のしじみの採捕について、今までやっていたものは、漁業権者だからといって排除しないよというところをここで担保したという経緯がございます。

なので、一応、この委員会指示によって一般の方もこの漁業区域内で、採捕ができるというための委員会指示ということでございます。

津谷委員

1番の内容は遊漁者もちろん対象になるのですよね。

こういう内容のしじみは捕っちゃいけないという、2番でその例外を定めたものなのですか。1番というのは要するに一定限度で捕っちゃいけないという制限をかしているのですけども。遊漁者に対しても。2番はその例外を定めているのですか。全く別個のことですか。

水) 蓑宮主査

捕ってはいいいのですけど、その採捕方法を1番で規制していると。なぜ遊漁者だけ漁法の規制をしているかというのは、漁業者の方はですね、行使規則っていうのがあって、制限が別途かかっているんで、遊漁者だけを制限すると。あと、ちょうど多摩川は県境なので、東京都の漁業調整規則と神奈川県漁業調整規則が必ずもしじみに関して一緒ではないので、東京都側に殻長1.5センチメートル以下のしじみが採捕禁止という条項があるのですけど、神奈川県側にはないので、そのズレを委員会指示で調整しているというかなり苦肉の策

なのですけどという状態です。なので、(1)は、採捕の方法を制限している  
のであって、(2)は、一般の遊漁者が捕ることに対して漁業者は拒むなよと  
いうことです。

津谷委員 (2)は(1)の例外を定めたわけじゃなくて。個別ということですね。

水) 蓑宮主査 別のことです。

議長 新規免許による混乱を避けるということですね。

水) 蓑宮主査 はい。

議長 他に何かございますか。

安藤委員 それでは参考ですけれど、基本的なことでちょっと恥ずかしいのですが、  
内共第13号と14号の対象漁獲物は、えむしとしじみですか。

水) 蓑宮主査 そうです。25年からえむしとしじみ。

安藤委員 それで、ここではえむしのことには触れずに、遊漁者に対してしじみをこの  
漁法でやっつけていいよと。一方、その採捕を漁業者は拒んではいけないよと言っ  
ているということは、ちょっとよくわかんないんですけど、えむしを掘ってる場  
合はどうなるんですか。

水) 蓑宮主査 えむしを捕っていると、下手すると漁業権侵害になる。

安藤委員 漁業権侵害になる。逆に、だからここで、遊漁者に対して開いているという  
か、何も言わなきゃ採捕できないのだけど、ここで委員会指示で敢えて捕って  
いいよというふうにここで解除して、本来駄目なんだけど、ここで解除して  
る、こういう解釈でいいのですか。

水) 蓑宮主査 そうですね。

安藤委員 はい。分かりました。

議長 他に何かございますか。

他にないようでしたら、本件につきまして、原案のとおり承認するというこ  
とで、よろしゅうございますか。

委員一同 (了 承)

議長 では、そのように決定させていただきます。

続きまして報告事項1の「コクチバス等の生体持ち出し及び再放流の禁止の  
公報登載について」ですけども、これは公報登載されたという報告ですので、

了承するということでよろしゅうございますね。

委員一同 (了 承)

議長 それでは、その他の(1)「改正漁業法について」に移ります。水産課から  
説明をお願いします。

水) 蓑宮主査 【資料4に基づき説明】

議長 ただいま水産課から説明がありました。何か御質問がありましたらお願いします。

安藤委員 直近の第五種共同漁業権の漁場計画の見直しというのは、具体的にいつになるんですか。

水) 蓑宮主査 次の免許が令和5年になりますので、もう来年度から漁場計画が動き出すというか、実態調査を始めて、1年かけてやって、素案を作ったりして、次の年辺りに案を作っていくという形です。

議長 他に何かございますか。

津谷委員 例えば、先ほどの津久井とか、相模湖とかダム湖ですね。漁業権設定されていない、造る時に買い取るような形で、終わっていると思うのですが、そこに新たに共同漁業権設定するというのは、現実的には可能なことなのか。

水) 蓑宮主査 まず、水産庁の方の技術的助言では、その漁業生産ができる場所ではできるだけその漁業権を設定するものだという言い方をされますけれども、現実問題として、もともと相模川の漁業権があったところを漁業補償によってそのダムを造ったという経緯がありますので、そこに改めて漁業権を設定するのはなかなか現実的には厳しいかなと。

津谷委員 許可をしないという意味ですか。

水) 蓑宮主査 許可をしないというか、うちは漁場計画を立てるので、立てる段階で先ほど利害関係のある者の意見を聴いていく中で、企業庁に、昔補償して漁業権をなくしたところに新たに設定したいと協議しても、いいですよと言わないかなと。

津谷委員 国がノーと言うということですか。

水) 蓑宮主査 ダム側です。企業庁は一応県ですけど、そういった関係のところと、もし設定するのであれば、協議しなきゃいけないとなると、なかなか難しいかなということですが。

過去にはダムではないですけども、新しい河川に湯河原の新崎川という川ですけど、そこにもともと漁業権があったらしいのですね。そこで、新たに漁業をしたいというのが、すいません記憶が曖昧ですが、たしか平成5年ぐらいの漁業権切り換えで、要望があつて動いたことがあるのですが、その場合、その現時点で、川を管理していた湯河原町に協議を持っていた時に、そこは町で管理したいので同意できませんというやり取りがあつて、漁場計画がそこは立てられないという判断したと言うのは、過去の経緯にありますので、やはりその漁場計画を立てる段階でいろんなことの協議でそこに免許をできる、

漁場計画を立てられるかっていうのが決まってきます。

津谷委員

例えば漁業法改正で、この新規参入、漁業者の新規参入を緩和すると、漁業者のですね、改正法で新規参入をしやすいようにするというような方向で改正がなされたところ、その大雑把な方向としてというのを聞いているのですが、例えば外資が津久井湖、相模湖に共同漁業権設定したいなど、新規参入することも考えられないわけではないので、これからの世の中。それを拒めるのですか。

水) 蓑宮主査

その時に漁場計画を立てられるかどうかですね。その申請者を拒むのと、県が漁場計画を立てるのはちょっとまた違う話になるのですね。

滝口事務局長

新規参入を促進する狙いは、養殖の免許、区画漁業権でございます。区画漁業権は、協同組合にも個人にも、あと、企業にも免許は可能でございます。

ただ内水面の共同漁業権、海区も同じでございますが、これについては漁業法が改正する以前から漁業協同組合にのみに免許されます。区画漁業権と定置漁業権につきましては新規参入しやすいように、優先順位を廃止して、最も水産業の発展に資するものに対して免許するというような趣旨で法改正がなされております。

議長

他に何か、よろしいでしょうか。

また、おいおい適宜質問していただければと思います。

それでは、その他の(1)については、了承されたということにしたいと思います。

それではこれで、第2回委員会を閉会いたします。

以上